

別記様式

被 処 分 者	認 定 証 番 号	秋田県公安委員会 第230074号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	ミナミ代行
	主たる営業所が所在する市町村	潟上市
処 分 年 月 日		平成30年9月27日
処 分 内 容		指示処分（処分点数2点）
処 分 理 由		○ 被処分者は、随伴用自動車の変更に關し、變更に係る事項を記載した變更届出書を10日以内に提出しなかったことから「法の指示」に該当した。
根 拠 法 令		○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項（指示） 第8条第1項（變更届出義務） ○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第7条（變更の届出）
処分を行った公安委員会		秋田県公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。